

(別紙 1)

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

九戸村

1 促進計画の区域

別紙 1 の地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧戸田村地域

(1) 現況

山間部に位置し、村内でも畜産が盛んな地域である。野菜栽培も盛んであり、稲作を中心に、花き、葉たばこ、畜産を組み合わせた複合経営により農業が展開されている。村内唯一の集落営農組織があり、効率的な稲作経営も先進的に行われている。

また、全域において過疎地域に指定されるなど、担い手の高齢化、減少等に伴う耕作放棄地の増加により国土の保全、水源かん養等の多面的機能の低下が特に懸念されている。

このため、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の確保を図る観点から、農業生産条件の不利を補正する取組を行うことが必要である。当町では、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の確保を図る観点から、農業生産条件の不利を補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号と第 2 号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第 3 号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 旧伊保内村地域

(1) 現況

本地域には、村内の中心商店街に最も近い地域であるが、県営畑地かんがい施設が整備されており、園芸野菜が盛んである。葉たばこやブロイラーも盛んで、稲作を中心とした複合経営で農業を展開している。

また、全域において過疎地域に指定されるなど、担い手の高齢化、減少等に伴う耕作放棄地の増加により国土の保全、水源かん養等の多面的機能の低下が特に懸念されている。

このため、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の確保を図る観点から、農業生産条件の不利を補正する取組を行うことが必要である。当町では、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の確保を図る観点から、農業生産条件の不利を補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号と第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 旧江刺家村地域

(1) 現況

村北部に位置する本地域は、低地で平場も多く稲作が盛んである。また、村の重点推進品目（トマト、ピーマン、にんじん、ねぎ）を多く栽培している。大規模農家が多く、その方々を中心として農地集積が進んでいるエリアである。

また、全域において過疎地域に指定されるなど、担い手の高齢化、減少等に伴う耕作放棄地の増加により国土の保全、水源かん養等の多面的機能の低下が特に懸念されている。

このため、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の確保を図る観点から、農業生産条件の不利を補正する取組を行うことが必要である。当町では、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の確保を図る観点から、農業生産条件の不利を補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号と第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	地域	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧戸田村地域	旧戸田村全域	法第3条第3項第1項第1号に掲げる事業及び同項第2号、第3号に掲げる事業
②	旧伊保内村地域	旧伊保内村全域	法第3条第3項第1項第1号に掲げる事業及び同項第2号、第3号に掲げる事業
③	旧江刺家村地域	旧江刺家村全域	法第3条第3項第1項第1号に掲げる事業及び同項第2号、第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない

5 その他促進計画の実施に関し村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号の事業を実施するために必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であって、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

九戸村全域とする。(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域)

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

- (イ) 自然条件により小区画・不整形な田
- (ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地
- (エ) 九戸村長の判断によるもの
 - a 緩傾斜農用地
 - (a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地
(田については1/100以上1/20未満、畑・草地・採草放牧地については8度以上15度未満)一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合(この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。)
 - (b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合
 - (i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合
緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする(高齢化率30%以上、耕作放棄率:田5%以上、畑(草地含む。)10%以上)
 - b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地
急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率:田8%以上、畑(草地含む。)15%以上の農地

(2) 集落協定の共通事項

1) 集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の特例

- ア 集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。
- イ 協定参加者数がおおむね50戸に満たない場合において、協定参加者数が30戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、おおむね50戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

2) 「農業生産条件の強化」の対象工種

中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知)第7の1の(3)のオの表中の「③農業生産条件の強化」の対象工種を、次のとおり定める。

工種	作業内容
ほ場整備	<区画整理> ・畦畔の造成、ほ場進入路の造成、心土破碎 客土・土壌改良材の投入 <暗渠排水> ・弾丸暗渠等の簡易な暗渠排水の敷設
水路工	・現場施工による用排水路の敷設 ・水路（コンクリート2次製品）の設置 ・取水、分水施設の設置 ・ポンプ場の新設・更新 ・ため池の新設・改修
道路工	・農道の新設、拡幅 ・農道の敷砂利舗装、コンクリート舗装
その他	九戸村長が必要と認めるもの

(3) 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

- 1) 耕作、農用地管理等を行う者（農業生産法人、生産組織、第3セクター等を含む。）を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあつては当事者間の話し合いによりいずれかを対象とする。農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要とあれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。
- 2) 農業従事者一人当たりの所得が盛岡市の勤労者一人当たりの平均所得を上回る農業者については、集落協定による直接支払いの対象としない（一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含めることができるが、直接支払いの対象とはしない。）が、個別協定の対象とはする。ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であつて、当該者の農用地に対して交付される額を集落の共同取り組み活動に充てる場合には、直接支払いの対象とする。
- 3) 認定農業者に準ずる者とは、例えば、九戸村の九戸農業振興方針に定められた者など地域の実情に合わせて九戸村長が認定する者とする。

(4) その他必要な事項

特になし